

特定個人情報保護評価書 松戸市地方税に関する事務
全項目評価書パブリックコメント(意見募集)手続きの実施結果を公表します

松戸市地方税に関する事務 全項目評価書の作成にあたり、市民の皆様から意見を募集したところ、1名の方からご意見を頂きました。ご意見の提出ありがとうございました。
お寄せいただいた意見を整理し、市としての考えをまとめましたので、お知らせいたします。

パブリックコメント手続き実施結果の概要

- | | |
|----------|---------------------|
| 1 意見募集期間 | 平成27年7月15日から8月17日まで |
| 2 意見提出者数 | 1名 |
| 3 意見件数 | 5件 |
| 4 意見内容 | 次のとおり |

	項目	意見	市の考え	修正の有無
1	第二章 11頁 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑦ 再委託の有無	将来に再委託があるかもしれないとの仮定で、再委託への道を残した記述内容になっているが、危険である。現在、再委託していないのだから、再委託の許容条件(市が判断するもの)が不明であることが問題。契約に「再委託」に関する具体的な手続きが書かれているならば、別であるが。現時点での評価書であるので、「再委託しない」が正しい選択肢である。	委託契約書の中で、再委託は原則禁止としておりますが、再委託をする場合にはあらかじめ書面による本市の承諾を得ることとなっておりますので、問題ないと考えています。	無
2	第三章 27頁 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策	「具体的な対策の内容」の1.(1)にて『施錠できるキャビネット』は『施錠管理されているキャビネット』あるいは『常時施錠のキャビネット』に変更すべき。鍵つきキャビネットに格納するだけでは、なんら対策になっていない。	届出書等は、職員が常駐する事務室内のキャビネットに保管し、施錠することとし、必要な安全管理措置をとるようにしております。	無
3	第四章 29頁 1. 監査 ①自己点検	自己点検が年1回では、あまりにも少ない。できれば月1回、少なくとも3ヶ月に一度程度はチェックすべき。	自己点検・監査については、今後、個別の業務ごとに、作業量と効果を勘案し、具体的な実施方法等を検討します。	無
4	第四章 29頁 1. 監査 ②監査	所管課長による内部監査は、随時だけではなく、年1度程度の定期監査も付け加えるべき。定期監査は自己点検結果を踏まえて、監査することでもよい。		無
5	第四章 29頁 2. 従業者に対する教育・啓発	年1回程度の情報セキュリティ研修があり、それにあわせて特定個人情報の研修を実施するとのことであるが、1)研修の受講が必須であること2)年度途中よりの従業者に対する研修を行うことを追加記載すべし。	職員に対する教育・啓発として、当該研修を全員に対して実施します。	無